

議第4号

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、
八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道
の変更について
(岐阜県決定)

令和4年12月12日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第 2 1 9 号の 3

岐阜県都市計画審議会

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道を次のように変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により諮問します。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

**岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、
可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更（岐阜県決定）**

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画木曾川右岸流域下水道「4. その他の施設」中岐阜県各務原浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

名称	位置	備考
岐阜県各務原浄化センター	各務原市松本町、同市下切町、同市前渡西町及び同市前渡東町	約34ha

「区域は計画図表示のとおり」

理由

緩衝帯としている区域の一部について、各務原市が公園整備を予定しており、緩衝機能は引き続き確保されることから、区域の縮小を行う。

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津町都市計画、
可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更に関する補足説明

1. 変更内容

名称	変更内容
木曾川右岸流域下水道	○区域の変更 岐阜県各務原浄化センターの区域の縮小

2 関係機関との協議 岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町

3 縦覧期間 令和4年10月3日 ～ 令和4年10月17日

4 意見書の提出 なし

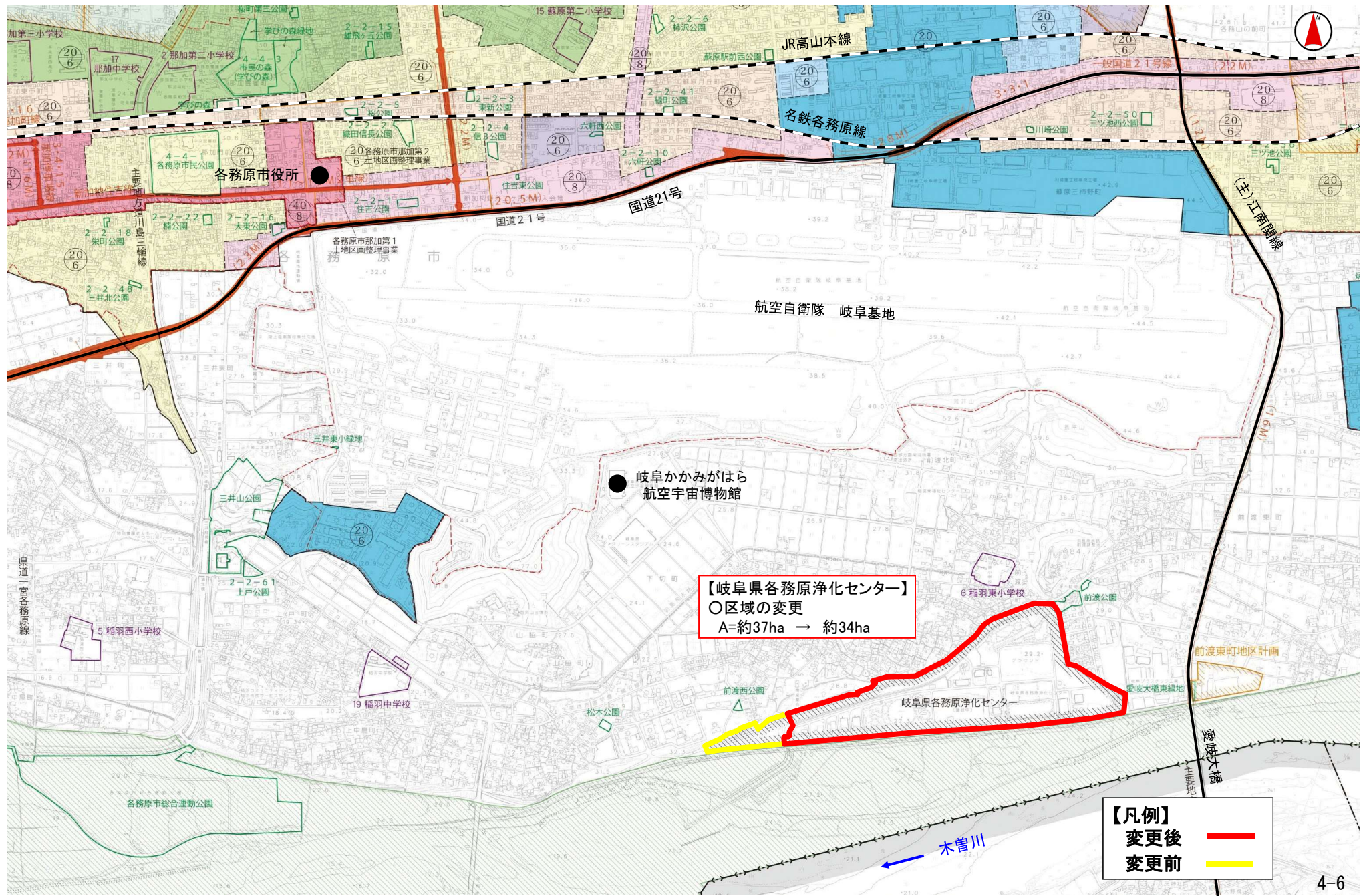
理 由 書

木曾川右岸流域下水道事業（以下「本計画」という。）は、木曾川及び長良川流域4市6町の汚水を、各務原市前渡地区の各務原浄化センターで広域的に処理することにより、流域住民の生活環境の改善及び流域内の水質保全に寄与している。

本計画は、昭和49年8月5日付け岐阜県告示649の5号をもって都市計画決定し、幹線管渠ルート等の変更、各務原浄化センター敷地面積の変更等の都市計画決定の変更を経てきたが、今回次の理由によりこれを変更するものとする。

緩衝帯としている各務原浄化センターの区域の一部について、各務原市が公園整備を予定しており、緩衝機能は引き続き確保されることから、区域の縮小を行う。

各務原都市計画総括図



計画図（木曾川右岸流域下水道（岐阜県各務原浄化センター））

